

# 区費について

## 1. 区費の区分

区 分	年間金額	( 6ヶ月 )	備 考
一般世帯	10,000 円	( 5,000円 )	下記 ②、③参照
賃貸集合住宅の世帯	7,000 円	( 3,500円 )	下記 ④参照
賃貸集合住宅の母子世帯	4,000 円	( 2,000円 )	下記 ⑤参照
賃貸集合住宅の独身世帯	4,000 円	( 2,000円 )	下記 ⑥参照
高齢者単独世帯	免 除	免 除	下記 ⑦参照
生活保護世帯	免 除	免 除	下記 ⑦参照

- ①区費は1か年分を前期と後期に分けて、前期は4月1日を基準日として5月に、また、後期は10月1日を基準日として10月にいずれも組長を通じ徴収します。
- ②一般世帯とは、住宅の所有者と住宅の住人が同一の場合をいい、主なものは戸建て住宅、分譲マンションなどです。
- ③分家（新家）として住居を設けている世帯の取り扱いは、居住番地（枝番）を基準に一つの世帯とし、本家とは別の世帯に区分して徴収します。
- ④賃貸集合住宅の世帯とは、住宅の所有者と住宅の住人が相違する場合をいい、主なものは県営住宅、賃貸のマンション、アパートなどです。
- ⑤母子世帯とは、母と未成年の子（満20歳未満）とで構成する世帯をいいます。
- ⑥独身世帯とは、単身、配偶者のない独り暮らし世帯をいいます。
- ⑦高齢者単独世帯とは、75歳以上独居老人世帯をいいます。
- ⑧生活保護世帯とは、生活保護法に基づく世帯をいいます。
- ⑨所得が低い場合などの特定のケースでは、自治区三役会で検討し、区費の納入を免除または減額することができます。

## 2. 自治区加入金

- ①家を新築あるいは取得（分譲マンションの取得を含む）し、新たに区民となられた方から自治区加入金として3万円を徴収します。
- ②区民であった方が新たに家を建築し、新たな世帯を構成した場合は1万円を自治区加入金として徴収します。
- ③自治区内に新たに事業所を構える時は、自治区加入金として3万円を徴収します。